

<公開講座>

社労士による実務のポイント「働き方改革関連法の研修会」

- ◆講師 特定社会保険労務士 柳生 英珠 氏
- ◆開催場所 大同生命ビル4階会議室 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1
(事務局TEL 048-642-3121)
- ◆開催日時 令和元年9月12日(木)午後1時30分~午後4時30分

【研修会の目的】

「働き方改革」により労働基準法等が改正され、本年4月から順次施行されております。就業規則の改正などすでに着手されているとは思いますが、多岐にわたる改正に対応するのにご苦労されていると思います。そこで、働き方改革で行わなければならない「就業規則の変更」、「新様式による36協定の作成」のポイントを具体的に解説いたします。

1. 労働時間の上限規制について

- (1) 労働時間の上限規制(中小企業は、令和2年4月から)
 - ・時間外労働の法定化
 - ・特別条項の厳格化(罰則の内容)
 - ・時間外労働休日労働に関する協定届(36協定)の新様式による作成ポイント
- (2) 長時間労働者への医師の面接指導と労働時間の把握の義務
 - ・医師による面接指導が必要となる場合。
 - ・労働時間の把握義務。(把握方法と記録の保管義務)

2. 年次有給休暇の時季指定義務について

- (1) 年次有給休暇の前提知識
 - ・年次有給休暇の「付与」・「時季指定」・「時季変更権」について
 - ・年次有給休暇の取得単位と手続き
- (2) 年次有給休暇の時季指定義務
 - ・対象者になる社員とならない社員
 - ・「年次有給休暇の時季指定」を就業規則へ記載するときの工夫
 - ・「年次有給休暇管理簿」の作成・保存義務

3. 演習(個人ワークと解説)

- ◆受講料 会員 無料 会員以外 1,000円 ◆定員 50名
- ◆申込方法 FAXでお申込ください。受講票をFAXでお送りいたします。

大宮法人会事務局宛

FAX 048-647-0570

「働き方改革関連法の研修会」受講申込書

申込日 月 日

住所	〒	TEL	
		FAX	
法人名		<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 会員以外 入会ご希望の方は事務局までご連絡ください。	
ふりがな			
氏名			

公益社団法人大宮法人会 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 Tel 048-642-3121 Fax 048-647-0570

※ご記入いただいた個人情報は、各種連絡・情報提供にのみ使用させていただきます。